令和７年度答申第８５号
令 和 ８ 年 ２ 月 ２ ０ 日

諮問番号　令和７年度諮問第１３１号（令和７年１２月２６日諮問）
審 査 庁　厚生労働大臣
事 件 名　被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結　　　　論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理　　　　由

第１　事案の概要

本件は、審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号。以下「被爆者援護法」という。）１条２号に規定する被爆者に該当すると主張して、Ａ知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法２条１項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付の申請（以下「本件交付申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記の被爆者に該当することを確認することができないとして、本件交付申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

１　関係する法令等の定め

（１）被爆者援護法１条は、この法律において「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条２号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った

者」が掲げられている。

（２）上記（１）の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成７年政令第２６号。以下「被爆者援護法施行令」という。）１条２項が「広島市に投下された原子爆弾については昭和２０年８月２０日まで」とすると規定している。

また、上記（１）の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令１条３項が「原子爆弾が投下された当時の別表第２に掲げる区域」とすると規定しており、別表第２（第１条関係）の１号には、広島市の対象区域が掲げられている。

（３）被爆者援護法２条１項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条３項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法１条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとすると規定している。

２　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（１）審査請求人は、昭和１３年ａ月ｂ日生まれで、原子爆弾が広島市に投下された当時、７歳であった。

（被爆者健康手帳交付申請書）

（２）審査請求人は、昭和５８年９月１３日、被爆者健康手帳の交付の申請をしたが、昭和５９年２月１０日、これを取り下げた。

（「Ｘの手帳申請審査（却下）について」と題する書面）

（３）審査請求人は、令和６年５月２９日付けで、処分庁に対し、昭和２０年８月９日（以下２及び３並びに第２において同年につき「昭和２０年」の記載を省略する。）、母のＢ（以下「母Ｂ」という。）、弟のＣ（以下「弟Ｃ」という。）、叔母のＤ（以下「叔母Ｄ」という。）及び従妹のＥ（以下「従妹Ｅ」という。）とともに、母Ｂの実家（Ｆ地（その後の合併により、現在はＧ市の区域の一部））に疎開するため、Ｈ地（その後の合併により、現在はＩ市の区域の一部）のＪ港から船に乗り、Ｋ地から電車の線路沿いを「Ｌ地～Ｍ地～Ｎ地～Ｏ地」等まで歩いた際に被爆したと主張して、被爆者援護法２条１項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付の申請（本件交付申請）をした。

(被爆者健康手帳交付申請書、被爆申述書、「Ｘの手帳申請審査（却下）に

ついて」と題する書面、「被爆者健康手帳交付申請書についての面接調査表」と題する書面）

（４）処分庁は、令和６年１２月６日付けの通知書により、審査請求人に対し、審査請求人が８月２０日までに被爆者援護法施行令別表第２に掲げる区域に入ったことを確認することができないとして、本件交付申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（「被爆者健康手帳交付申請の却下について（通知）」と題する書面）

（５）審査請求人は、令和７年２月２８日付けで、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（６）審査庁は、令和７年１２月２６日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求書

ア　本件却下処分の理由について、処分庁から、叔母Ｄ、従妹Ｅが被爆者健康手帳の交付申請をした書類に母Ｂ、私、弟Ｃが同行していることが確認できず、入市経路や市内の状況を覚えていないとされたが、当時７歳の私は、島から船に乗り入市したが、知らない町で電車の線路沿いを歩き、母Ｂや叔母Ｄについて行くのがやっとで、市内の状況を見る余裕はなかった。

イ　審査請求の一番の理由は、Ｏ地の民家で宿泊したことが叔母Ｄから伝聞されたものであると決めつけられたことにある。入市して薄暗くなってきた頃に雨で近くの川の水が増水したのを見て怖かったことを覚えているし、子ども連れで大変でしょうからと女性の民家に宿泊させてもらった。家の中で被爆されて苦しんでいる声を今でも忘れることができない。

よって、民家で宿泊したことを叔母Ｄからの伝聞と決めつけられたことは根拠のない偏見であり、覚えていることを正直に話したのに嘘をついているかのような疑いを持たれたことは大変遺憾に思った。

ウ　４０数年前に私が手帳交付申請をするために、叔母Ｄに電話をしたところ、自分が交付申請するのに入市していた知人に証人になってもらうのに大変な思いをしたと聞かされたものの、入市したときの状況等は聞

いていない。

叔母Dが入市の際に知り合いに会ったというのは電話で聞いたので、この件については、叔母Dから伝聞されたことに間違いはない。

エ　私が叔母Dに電話した際に詳しい状況を聞くこともできず、叔母Dがどのような内容で交付申請したのか分からない。

当時、叔母Dが交付申請書に私たちが同行したと記載しなかったことについて、本人の真意を測ることはできない。

オ　入市したことは事実であり、民家で宿泊したことが叔母Dから伝聞されたということが納得できず、審査請求することを決めた。

最近になって従妹のP（以下「従妹P」という。）がQ市内に居住していると確認でき、当時、交付申請を代筆したと聞いたので、是非とも調査していただきたい。

（２）反論書

ア　前回の手帳交付申請の際は、叔父のR（以下「叔父R」という。）が一緒に行ったと書いたが、実際には女同士で行った記憶がある。

昭和５５年、父のSの法事の際、一歳違いの従弟で、叔母Dの長男であるTから、自分は胎内被爆で原爆手帳を交付してもらったとの話を聞き、母から疎開していたとの話を聞いていたので、私に早く申請するようせかされた。

私は当時４２才で、胃腫瘍の手術をして退院後も体調が悪く主人に代筆を頼んだ。その後弟Cが交付申請したようだが、入市時は幼かったため叔母Dに頼み、叔父Rの名前を含め家族と入市したと交付申請をしたと思われる。私は今回申請したとおり、叔父Rを除いた５人で入市したことに間違いはない。

入市したときには、叔母Dのお腹も大きくＦ地で出産したと思う。また、叔母Dの二女である従妹Pの話では、交付申請が受理されるかどうかが分からなかったので、知らせることができなかったし、実際に時間がかかったとのことだった。

イ　確かに「書籍U」の中では原爆が投下された日からの天候が記載されている。しかし、広島市内とO地では気候が異なり、広島市中心部より標高が高いため、山間地域ということもあり、降水量が多い傾向があるようである。「書籍U」でも暑い日が続いていたように、夏場にはにわか雨が降った可能性もある。当時の気象記録がないため、断定はできな

いものの、地形などを考慮すると、自分に雨が降った記憶があるのは否定できないと思う。川が増水していたというのは子供の目線から感じるものだが、８月２５日から降雨が続き、V台風が来る前後には終戦直後を襲った猛烈な台風のため、家から出ることも、船は欠航となり入市することも不可能である。

ウ　被災したがれきの知り合いの話は間違いなく叔母Dから聞いた話で、叔母Dからの伝聞とされている判断には反論はない。

ただし、民家に泊まる前のやり取りは、叔母Dから伝聞されたものではない。原爆でやけどを負った住民の苦しそうなうなり声は今でも耳に残っている。折に触れ、母Bとも民家の女性に声をかけてもらった優しい言葉と泊めてもらったことを思い出す日もあった。

私は入市した状況につき、線路沿いをとにかく必死に歩いたことしか覚えていないが、民家に泊まって翌朝大勢で朝食の準備をしたことは覚えている。

民家に泊めてもらいお世話になったO地の住所を書いた紙は、F地で生活するうちに紛失してしまった。母Bは生前、当時お世話になったにもかかわらずお礼も恩返しもできなかったことを嘆き悔やんでいた。８０年も前の当時の記憶を遡るのは容易なことではない。母Bや叔母Dが生きているうちに交付申請の証人になってもらっていればと、遅すぎたことで誰も証言してもらえないもどかしさがある。８０年も前の記憶を幾度となく娘と話すうちに、民家に泊まったのはO地で間違いない。従妹Pより手紙が届いたが、この証言が証拠物と認定されるかは分からない。

第２　諮問に係る審査庁の判断

１　審査庁は、審理員意見書のとおり、本件却下処分には違法又は不当な点はないとしている。

２　審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

（１）審理員が認定した事実

ア　審査請求人は「原爆が投下され、島にも影響があってはいけない、早く母Bの実家に疎開した方が良いと、母B、私、弟C、叔母D、従妹Eの５人で、覚えていないが８月９日に入市した」と主張しており、本件交付申請の際に提出された被爆申述書にも「O地近くまで来たところで辺りも薄暗くなり雨が降った記憶があり、民家の軒先で休んでいると女

性から声をかけられた」との記載があるが、天気及び市内の様子に関する記載と各種文献との齟齬により審査請求人が入市した日にちを特定することができない（審査請求書、面会調査等、被爆者健康手帳交付申請書、弁明書、書籍W及び書籍U）。

イ　また、上記アで同行した叔母D及び従妹Eは８月９日に入市しているが、同行者には審査請求人家族はいない（関係者の被爆者健康手帳交付申請書等）。

ウ　審査請求書及び弁明書において、審査請求人からは８月９日に入市したことが確認できる証拠書類の提示はなく、他に証明人もいなかった。

エ　しかしながら、反論書において、審査請求人は、叔母Dからの伝聞によるものではなく、民家に泊まって翌朝大勢で朝食の準備をしたこと等の入市した際の記憶が残っていることを申し述べており、従妹Pからの手紙には、叔母Dが審査請求人ら家族と実家に帰っていたが、手帳の交付申請書類には自分の家族のことしか記載しなかったとの証言があった。

（２）論点に対する判断

本件審査請求の論点は、審査請求人が被爆者援護法１条２号の規定に基づく被爆者として、同号の要件に該当するか否かについてである。

この点について、審査請求人は、８月９日に入市したと主張しており、上記（１）のエで認定した叔母Dの証言が事実とした場合、被爆者健康手帳の交付を受けている従妹Eについては、交付申請書類によると、当時のことを覚えていないとしていることから、入市したことの証明人にはならず、審査請求人が入市したことを証言できる者は既に死亡していることから、本人が当時の状況を記した反論書（申述書）及び従妹Pからの手紙（証明書）によることになる。

しかしながら、この場合、供述者は処分庁に申請書類の記載内容は事実である旨の誓約書を提出しているにもかかわらず、親戚の家族が同行していたことについて、叔母D以外の叔父Rやこれらの者の被爆者健康手帳交付申請に係る証明人２人も何ら供述していないことや、疎開先の母Bの実家であるF地までの経路で、叔母夫婦の恩人宅である広島市内のY地に審査請求人の家族が一緒に訪問することは不自然であること、O地の民家での宿泊日数につき審査請求人と叔母Dとの供述が相違していること等、いくつかの矛盾点が生じている。

これらの矛盾点がある以上、審査請求人は８月９日に入市したと主張す

るが、当日に入市したことが事実であることを客観的に確認することができない。

上記のとおり、本件却下処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４５条２項の規定により、棄却されるべきである。

第３　当審査会の判断

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである。

審査庁による本件審査請求の受付
：令和７年３月１０日
審理員の指名　：同月２５日
弁明書の受付　：同年４月３０日
反論書の受付　：同年６月９日
審理員意見書の提出　：同月２４日
本件諮問　：同年１２月２６日
（審理員意見書の提出から約６か月、審査庁による本件審査請求の受付から９か月１６日）

（２）そうすると、本件では、審理員意見書の提出から諮問までに約６か月を要したため、審査庁による審査請求の受付から諮問までに９か月１６日もの長期間を要している。

しかし、審理員意見書の提出から諮問までに約６か月を要したことについて、特段の理由があったとは認められない。

審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

（３）上記（２）で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件却下処分の違法性又は不当性について

（１）被爆申述書及び「被爆者健康手帳交付申請書についての面接調査表」と題する書面によれば、審査請求人は、母Ｂの実家に疎開するため、昭和２０年８月９日早朝に、母Ｂ、叔母Ｄ、審査請求人、弟Ｃ及び従妹Ｅの５人で、Ｈ地のＪ港から船に乗り、Ｋ地から電車の線路沿いを「Ｌ地～Ｍ地～Ｎ地」を経由してＯ地まで歩き、翌日はＺ地まで歩き、そこからバスでＦ

地まで行ったと主張する。

（２）まず、審査請求人が上記（１）掲記の同伴者とともに入市した事実が認められるか否かについて検討する。

ア　叔母Ｄ及び従妹Ｅは、いずれも昭和５０年に被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められ、叔母Ｄ及び従妹Ｅの被爆者健康手帳交付申請書によれば、昭和２０年８月９日の入市の同伴者は、「主人Ｒ、長女Ｅ」（叔母Ｄによるもの）及び「父Ｒ、母Ｄ」（従妹Ｅによるもの）とされており、審査請求人及びその家族は含まれていない。

そして、「被爆者健康手帳交付申請書についての面接調査表」と題する書面によれば、審査請求人は、処分庁からの聴取に対し、叔父Ｒは入市に同伴していないと申述しているが、叔父Ｒは昭和５１年に被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められ、叔父Ｒによる被爆者健康手帳交付申請書によれば、昭和２０年８月９日に妻Ｄ及び長女Ｅを伴い入市したとされており、審査請求人の申述内容と齟齬がある（なお、審査請求人は、昭和５８年に被爆者健康手帳の交付の申請をした際（上記第１の２の（２））には叔父Ｒも入市に同伴した旨の説明をしていたことを、今回の審査請求の主張において自認しており（上記第１の３の（２）のア）、その説明には変遷がある。）。

また、叔母Ｄ、従妹Ｅ及び叔父Ｒによる被爆者健康手帳交付申請書に添付された被爆証明書のうち、ＡＡによる被爆証明書には「Ｙ地で親子３人連を見ました。」との記載が認められ、上記３人による申請内容と整合する。

イ　反論書に添付の従妹Ｐからの手紙（上記第１の３の（２）のウ）には「母が生前私にＸらに悪い事をしたと、どうしてと訪ねるとＢＢ港からＸ家族と一緒に実家に帰った。どうなるか分からないので自分の家族の事しか書かなかったと言っていました。」との記載が認められるが、入市の日や経路等の詳細についての記載はなく、具体性に乏しい上、叔父Ｒ及び従妹Ｅによる被爆者健康手帳交付申請書の内容並びにＡＡによる被爆証明書の内容と整合しない。

ウ　審査請求人は、反論書において、弟Ｃがした被爆者健康手帳交付申請について、弟Ｃは入市時には幼かったため叔母Ｄに頼み叔父Ｒの名前を含め家族と入市したと申請したと思われる旨を述べているところ（上記第１の３の（２）のア）、審査庁によれば、弟Ｃは、昭和５８年９月１

３日に被爆者健康手帳の交付の申請をしたものの、その後取り下げており、関係書類も本人に返却済みであるため、弟Cの上記の申請に係る書類により入市の状況を確認することはできない。

（３）次に、入市日について検討すると、審査請求人は、処分庁からの聴取において、入市日について、「その頃ではないかと思ったが覚えていない。」と申述している。

その上で、入市日前後の気象状況として、審査請求人の被爆申述書には「途中、広い川の水がかなり増水しているのを見て怖かった事を記憶している。しばらく歩いてO地付近まで来た所で辺も薄暗くなり雨が降った記憶があり（後略）」との記載があるが、書籍Wにおいては、昭和２０年８月１日から同月２４日までは「晴れ」及び「快晴」との記録が認められ、このほかに同月９日前後に降雨があったとする記録を確認することができない。

これに対し、審査請求人は、広島市内とO地では気候が異なり、O地は標高も高く山間地域ということもあり、降水量が多い傾向があると主張するが、審査請求人により同日前後のO地の気象状況を具体的に示す資料は示されておらず、一件記録を参照してもこの点につき審査請求人の主張に沿う証拠書類等は見当たらない。

（４）審査請求人の被爆申述書には、「歩いて行く途中、叔母Dの知り合いが被災したがれきを片付けているのを見た」との記載があるが、「Xの面談項目」と題する書面によれば、処分庁からの聴取に対し、上記の知り合いが誰であるか、場所はどこか知らないが、叔母Dから聞いたと申述し、当該記載内容が伝聞であることを認めている。また、入市の経路については、上記の被爆申述書には、O地で声を掛けてくれた人の家に泊めてもらったとの旨の記載があるが、処分庁からの聴取に対し、「O地ではないかと思ったが分からない。」、「泊まった家の名前や住所は母Bが聞いてメモしていたが、メモをなくしたと母Bが言っていた。」等と申述しており、被爆申述書の記載に係る記憶は曖昧であるといわざるを得ない。

（５）このほか、審査請求人の被爆申述書によれば、母B及び叔母Dは既に死亡したとされ、他に証明する者もおらず、審査請求人が入市した日が昭和２０年８月９日であることや、被爆者援護法施行令１条３号の定めるいわゆる入市区域に立ち入ったことを確認できる資料も見当たらない。

（６）上記（１）から（５）までで検討したところによれば、審査請求人が母

Ｂ、叔母Ｄ、弟Ｃ及び従妹Ｅとともに昭和２０年８月９日に入市した事実を認めることができないし、一件記録を精査しても、審査請求人が所定の時期に入市したことを確認できる資料は見当たらない。

そうすると、審査請求人については、被爆者援護法１条２号に規定する被爆者に該当するとは認められないから、本件却下処分が被爆者援護法２条３項に違反するとの審査請求人の主張は採用することができず、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

３　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第１部会

委　員　八　木　一　洋

委　員　野　口　貴公美

委　員　村　田　珠　美